



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
11 月 19 日 (水)
号 外
第 50 号

目 次

規 則

○栃木県公害紛争処理条例施行規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第48号

栃木県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 11 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県公害紛争処理条例施行規則（昭和45年栃木県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(名簿の作成等) 第 2 条 略 2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 氏名 _____ (2)・(3) 略	(名簿の作成等) 第 2 条 略 2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 氏名、 <u>生年月日及び住所</u> (2)・(3) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(環境保全課)